

令和 3 年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等について（概要）

1 改正の理由

令和元年12月20日閣議決定された令和 2 年度税制改革大綱において、国民健康保険税課税限度額の引上げ等が施行されることとなった。それを踏まえ、被保険者の減少や高齢化の進展等による保険税額の減少及び医療の高度化、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加の影響を踏まえた国民健康保険事業における財政の安定化を図るため、第 1 期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画に基づき、令和 3 年度以後の国民健康保険税の課税限度額の引上げ等を行うものである。

また、令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴う国民健康保険法施行令の一部改正に基づき、国民健康保険税の軽減判定基準の見直しを行うものである。

2 改正の内容

(1) 課税限度額の引上げ（武蔵野市国民健康保険条例第 8 条、第16条関係）

項目	改正前	改正後	(参考)
			令和 2 年度 法定限度額
基礎（医療）分	61万円	63万円	63万円
後期高齢者支援金分	19万円	（改正なし）	19万円
介護納付金分	16万円	17万円	17万円

法定限度額：地方税法施行令第56条の88の 2 に規定する限度額

改正については、例年12月頃決定される。

(2) 個人所得課税の見直しに係る国民健康保険税軽減判定基準の見直し

給与所得控除・公的年金控除について10万円引下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げるという“個人所得課税の見直し”に伴い、所得情報を活用する国民健康保険税の算定において「意図せざる影響や不利益」が生じないよう対応を行う。

また、一定の給与所得者等（※１）が２人以上いる世帯は、当該見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、次のとおり軽減判定基準の見直しを行う。

項目	改正前	改正後
７割軽減 基準額	基礎控除額（ <u>33万円</u> ）	基礎控除額（ <u>43万円</u> ） <u>+10万円×（給与所得者等の数-1）</u>
５割軽減 基準額	基礎控除額（ <u>33万円</u> ） +28.5万円×（被保険者数（※２））	基礎控除額（ <u>43万円</u> ） +28.5万円×（被保険者数（※２）） <u>+10万円×（給与所得者等の数-1）</u>
２割軽減 基準額	基礎控除額（ <u>33万円</u> ） +52万円×（被保険者数（※２））	基礎控除額（ <u>43万円</u> ） +52万円×（被保険者数（※２）） <u>+10万円×（給与所得者等の数-1）</u>

※１ 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※２ 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

３ 施行期日等

令和３年４月１日

令和２年第４回市議会定例会に条例の一部改正を提案予定

なお、改正後の税率等は令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度までの国民健康保険税については、従前の例による。